

新旧対照表

休眠預金等活用法に関する預金取引規定

変更箇所は赤字で記載

改定前	改定後
<p>1. (略)</p> <p>2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間が定められている場合であり、この場合は当該期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）</p> <p>② 定期預金等の自動継続扱いの預金において、初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合であり、この場合は当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A. 異動事由（当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）</p> <p>B. 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、本預金について支払が停止されたこと、この場合は当該支払停止が解除された日</p> <p>④ 本預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、この場合は当該手続が終了した日</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間が定められている場合であり、この場合は当該期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）</p> <p>② 定期預金等の自動継続扱いの預金において、初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合であり、この場合は当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A. 異動事由（当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）</p> <p>B. 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、本預金について支払が停止されたこと、この場合は当該支払停止が解除された日</p> <p>④ 本預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、この場合は当該手続が終了した日</p>

改定前	改定後
<p>⑤ 法令または契約に基づく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り、）、この場合は当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>⑥ 総合口座規定にもとづき総合口座取引として利用している他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと、この場合は他の預金に係る最終異動日等</p> <p>⑦ インターネットバンキング利用規定にもとづき本預金口座を利用口座として登録した場合、利用口座として登録した他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと、この場合は他の預金に係る最終異動日等</p> <p>3. ～ 5. (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>⑤ 法令または契約に基づく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り、）、この場合は当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p> <p>⑥ 同一の預金口座に複数の預金が預入れられている場合、同一の口座に預入れられている他の預金（休眠預金等活用法の対象とならない預金を含む。）について、前各号に掲げる事由が生じたこと、この場合は他の預金に係る最終異動日等</p> <p>⑦ 総合口座規定にもとづき総合口座取引として利用している他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと、この場合は他の預金に係る最終異動日等</p> <p>⑧ インターネットバンキング利用規定にもとづき本預金口座を利用口座として登録した場合、利用口座として登録した他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと、この場合は他の預金に係る最終異動日等</p> <p>3. ～ 5. (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>